

【議案第30号】 令和3年度農作業標準賃金表の改定について

1 改定理由

令和2年度の岩手県最低賃金時間額が、令和2年10月3日に 790円から 793円へ改定されているため。(別添資料のとおり)

2 改定内容

標準額（日給） 793円 × 8時間 = 6,344円 ≒ 6,400円（前年度と同額）

超過時間給 793円 × 1.25倍 = 991.3円 ≒ 1,000円（前年度+10円）

【人力の部】

作業名		改定前の 標準額 令和2年度	改定後の 標準額 令和3年度	改定前の 超過時間給 令和2年度	改定後の 超過時間給 令和3年度
水田作業	一般	6,400	→ 6,400	990	→ 1,000
畑作業	一般	6,400	→ 6,400	990	→ 1,000
たばこ	収穫	6,400	→ 6,400	990	→ 1,000
	その他	6,400	→ 6,400	990	→ 1,000
果樹	剪定	8,100	→ 8,100	1,220	→ 1,270
	その他	6,400	→ 6,400	990	→ 1,000
薬剤散布	噴口担当	7,600	→ 7,600	1,140	→ 1,190
	助手	6,400	→ 6,400	990	→ 1,000

【機械の部】

前年と同額

3 適用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで